



平成30年5月8日

各 位

会社名 丸紅建材リース株式会社
代表者名 代表取締役社長 内山 元雄
(コード番号 9763 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 梶谷 誠
(TEL 03-5404-8200)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月27日開催予定の第50回定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを下記の通り決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する方針を掲げており、その移行期限は平成30年10月1日までとされています。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

平成30年6月27日開催予定の第50回定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案および後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認・可決されることを条件として、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもってその効力が生ずるものといたします。

【ご参考】

上記の単元株式数の変更および株式併合に係る効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成30年9月26日をもって、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を1株にする併合を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日（実質上は9月28日）の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	34,294,400株
株式併合により減少する株式数	30,864,960株
株式併合後の発行済株式総数	3,429,440株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

【当社の株主構成】

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,321名（100.0%）	34,294,400株（100.0%）
10株未満	183名（5.5%）	251株（0.0%）
10株以上	3,138名（94.5%）	34,294,149株（100.0%）

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様183名（所有株式数の合計251株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用頂くことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成30年10月1日をもって、株式併合割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	100,000,000株
変更後の発行可能株式総数（平成30年10月1日付）	10,000,000株

(6) 株式併合の条件

平成30年6月27日開催予定の第50回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認・可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、当社の定款第5条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものであり、当該株式併合の効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条（条文省略）	第1条～第4条（現行どおり）
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>1億株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>1,000万株</u> とする。
第6条（条文省略）	第6条（現行どおり）
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条～第44条（条文省略）	第8条～第44条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
附則 第1条～第2条 (条文省略) 【 新 設 】 【 新 設 】	附則 第1条～第2条 (現行どおり) <u>第3条</u> <u>第5条および第7条の効力発生日は、</u> <u>平成30年10月1日とする。</u> 第4条 <u>附則第3条および本条は、効力発生日</u> <u>をもって削除する。</u>

(3) 変更の条件

平成30年6月27日開催予定の第50回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認・可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成30年5月8日
定時株主総会開催日	平成30年6月27日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成30年10月1日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成30年10月1日 (予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成30年11月中旬 (予定)
端数株式処分代金の支払い開始	平成30年12月上旬 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の単元株式数は1,000株ですが、これを100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社も東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を1株にする株式の併合を実施することといたしました。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成30年10月1日（予定））の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,565株	1個	156株	1個	0.5株
例③	756株	0個	75株	0個	0.6株
例④	50株	0個	5株	0個	なし
例⑤	7株	0個	0株	0個	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②・③・⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成30年12月上旬にご案内することを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株主は何か手続きをしなければならないのでしょうか？

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

現在所有されている 10 株未満の株式につきましては、Q 3 記載のとおり端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

なお、株式併合効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は、当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q 5. 所有株式が減少することで、受け取ることのできる配当金はどうなるのでしょうか？

ご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる予定の配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましては、Q 3 記載のとおり端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りや買い増しはできますか？

株式併合後におきましても、「単元未満株式の買取制度」または「単元未満株式の買増制度」をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えるのでしょうか？

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合において株主様がご所有の株式数は、併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株あたりの純資産額は 10 倍となるためです。また、株式併合後の株価についても、理論上は、併合前の 10 倍となります。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以 上